

道路変更手続要綱

制 定 平成16年2月25日
最近改正 令和6年4月1日

(目的)

第1条 本要綱は、次の各号に掲げる道路の変更に伴う手続を定めることを目的とする。

- (1) 横浜市への私有道路敷地の寄附
- (2) 横浜市内の国道（国土交通省の指定区間を除く。）、県道又は市道（以下「横浜市道等」という。）敷地の払下げ
- (3) 横浜市所有地の所管換又は所属替（以下「所管換等」という。）
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発の許可を必要としない開発行為等の際し、道路管理者と協議の上での道路の築造

(調査依頼人)

第2条 道路の変更をしようとする者は、変更に係る申請に先立ち、事前の調査を横浜市に依頼するものとする。

2 前項の調査を依頼する者（以下「調査依頼人」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 前条第1号の場合
当該私有道路の敷地の所有者（所有者が複数ある場合は、その代表者によることができる。）
- (2) 前条第2号の場合
払下げを受けようとする部分に隣接する土地の所有者又は借地人等の特別利害関係人（以下「所有者等」という。）。
- (3) 前条第3号の場合
ア 所管換等を行う用地を所管する区局長。ただし、土木事務所が所管する用地については当該土木事務所長、道路局が所管する用地についてはそれを所管する部の部長とする。
イ 開発行為等に伴い、所管換等の手続が必要となる者
- (4) 前条第4号の場合
第1号に定める者又は当該開発等事業者
- (5) その他道路管理者が認めた者

(調査依頼の手続)

第3条 調査依頼人は、次の各号の定めに従い、事前調査依頼書に必要な書類を添付し、道路管理者に2部提出するものとする。

- (1) 第1条第1号の場合
私有道路寄附のための事前調査依頼書（様式第1号）
- (2) 第1条第2号の場合
横浜市道等払下げのための事前調査依頼書（様式第2号）
- (3) 第1条第1号と同条第2号を同時に行う場合

私有道路寄附及び横浜市道等払下げのための事前調査依頼書（様式第3号）

- (4) 第1条第3号のうち、水路の所管換をする場合
水路敷地の所管換のための事前調査依頼書（様式第4号）
- (5) 第1条第3号のうち、前号以外の場合
所管換等のための事前調査依頼書（様式第5号）
- (6) 第1条第4号の場合
前各号に規定する事前調査依頼書のうち道路管理者が指定するもの

（現地調査）

第4条 道路管理者は、前条に規定する事前調査依頼書に基づき、調査依頼人の立会いにより現地調査を行うものとする。

（事前調査の回答）

第5条 道路管理者は、第3条に規定する事前調査依頼書及び関係書類の審査並びに現地調査に基づき、次の各号の定めに従い、調査依頼人に事前調査の回答をするものとする。

- (1) 第1条第1号の場合
私有道路寄附のための事前調査回答書（様式第6号）
- (2) 第1条第2号の場合
横浜市道等払下げのための事前調査回答書（様式第7号）
- (3) 第1条第1号と第2号を同時に行う場合
私有道路寄附及び横浜市道等払下げのための事前調査回答書（様式第8号）
- (4) 第1条第3号のうち、水路の所管換をする場合
水路敷地の所管換のための事前調査回答書（様式第9号）
- (5) 第1条第3号のうち、前号以外の場合
所管換等のための事前調査回答書（様式第10号）
- (6) 第1条第4号の場合
前各号に規定する事前調査回答書のうち該当するもの

2 道路管理者は、前項に規定する回答後であっても、周辺状況等の変化があったときは再度調査し、回答の内容を変更することができる。

（事前調査回答書の有効期間）

第6条 前条第1項に基づきなされた回答の有効期間は、3年とする。ただし、これを経過した場合であっても、道路管理者が有効と認めたときはこの限りでない。

（登記等手続）

第7条 調査依頼人は、第10条の道路変更申請書を提出する際は、あらかじめ次の各号に掲げる手続のうち該当するものを完了するものとする。

- (1) 当該土地の登記簿上の住所等と、その土地の所有者の印鑑証明書上の住所等を符合させること。
- (2) 登記簿上の土地所有者が死亡しているときは、真の所有者の名義で登記すること。
- (3) 公図及び地図が現況と一致するように、法務局において公図訂正手続をすること。
- (4) 国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査実施地区で筆界未定の場合
は、筆界を確定し、地図を補正すること。

- (5) 公簿地積と実測地積が異なるときは、法務局において地積更正の手続をすること。
- (6) 道路敷地に係る仮登記、抵当権、賃借権等の所有権以外の登記を抹消すること。
ただし、道路寄附申請書（様式第12号）を道路管理者に提出し、所有権以外の権利の登記簿上の権利者の承諾書を調査依頼人がとりまとめて提出する場合は、この限りでない。
- (7) 道路変更の結果道路となる土地の地目を「公衆用道路」とすること。
- (8) 境界確定
- ア 道路境界が確定している道路を変更するための測量にあたっては、道水路等境界調査図の図面謄本又は道路台帳図の図面謄本（以下「境界調査図等の図面謄本」という。）が必要になるので、その交付を受けること。
なお、境界調査図等の図面謄本交付にあたっては、道水路等境界調査図又は道路台帳図と現地を検査して交付しているため、その検査に要する期間を考慮して交付申請をすること。また、その検査の結果、道水路等境界調査図又は道路台帳図と現況が異なる場合は、境界調査（境界復元）の申請が必要となるため、境界復元作業期間について留意すること。
- イ 境界調査（境界復元）の申請をする場合、又は新たに道路境界を確定する場合は、申請地を所管する土木事務所に道水路等境界調査申請書を提出すること。
- (9) 隣接地所有者等承諾書
横浜市道等の払下げについては、払下箇所に隣接する他の所有者等がいる場合は、隣接地所有者等承諾書（様式第13号）により、道路を払下げされても異議のない旨の承諾を得ること（払下げの状況により、隣接地所有者等以外の承諾書が必要な場合がある。）。
なお、申請者が隣接地所有者等でなくなったときは、別途道路管理者と協議することとし、第10条に規定する道路変更申請書が提出された後に、当該道路に係る道路法（昭和27年法律第180号）の規定に基づく告示日までに払下箇所に隣接する他の所有者等が変更された場合は、改めて承諾書等の必要な書類を提出すること。また、当該告示日の翌日以降に払下箇所に隣接する他の所有者等が変更された場合は、財産管理部署に承諾書等の必要な書類を確認すること。

（条件整備）

第8条 調査依頼人は、第5条第1項に規定する事前調査回答書に示された条件の達成について、道路管理者の確認を得るものとする。

（道路台帳図（SXFデータ等））

第9条 調査依頼人は、第5条第1項に規定する事前調査回答書に基づき道路を変更する場合は、「横浜市道路台帳測量作業規程」及び「道路台帳図（SXFデータ）作成・補正の手引き」に基づき、道路台帳図（SXFデータ等）を作成し、又は補正するものとする。

(道路変更申請)

第10条 調査依頼人は、道路変更をしようとするときは、道路変更申請書（様式第14号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付して、様式第14号で定める部数を道路管理者に提出するものとする。

	寄 附	払下げ	所管換等
①道路変更申請書（様式第14号）	○	○	○
②登記承諾書（様式第18号）	○	—	—
③登記原因証明情報（様式第19号）	○	—	—
④印鑑証明書	○	—	—
⑤資格証明書（法人の場合のみ）	○	—	—
⑥土地全部事項証明書	○	○	○
⑦道路工事施工承諾書（様式第11号）	○	—	—
⑧隣接地所有者等承諾書（様式第13号）	—	○	○
⑨水道管及び下水道管等を公設管にしたことを証する書類等の写し	○	—	○
⑩道水路等境界調査図又は道路台帳図の図面謄本	○	○	○
⑪位置図(1/2500) ※新設道路がある場合は道路線形を記載してください。	○	○	○
⑫公図写し(1/500又は1/600)	○	○	○
⑬求積図(1/250又は1/500)	○	○	○
⑭境界確認承諾印(実印)付き求積図(1/250又は1/500)	○	—	○
⑮道路変更申請書に記入した幅員、延長及び面積の算出根拠図面	○	○	○
⑯道路台帳図（SXFデータ等）作成連絡表の原本及び道路台帳図（SXFデータ）の出力図	○	○	○
⑰表題登記用図面又は分筆登記用図面	—	○	○
⑱不動産調査報告書（表題、分筆及び地目変更）	—	○	○
⑲公有財産受渡証書	—	—	○
⑳事前調査回答書の写し	○	○	○
㉑誓約書（様式第21号）	○	○	—
㉒買受誓約書（様式第22号）	—	○	—
㉓その他道路管理者が必要と認めた書類	○	○	○

2 前項に定めるほか、調査依頼人は、道路管理者からの指示に基づき書類を提出するものとする。

(土地区画整理事業及び市街地再開発事業に伴う道路変更申請)

第11条 「土地区画整理事業等の施行区域内道路に関する事務取扱要綱（昭和50年3月1日制定、平成20年12月1日最近改正）」（以下「要綱」という。）第7条及び第15条の規定に基づき、事業施行者は道路変更申請書（様式第15号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付して様式第15号で定める部数を道路管理者に提出するものとする。

	土地区画整理事業	市街地再開発事業
①道路変更申請書（様式第15号）	○	○
②位置図	○	○
③事業施行前の公共用地図（公図写し）	○	○
④事業施行後の公共用地図（公図写し）	○	○
⑤公共用地図新旧対照図（公図写し）	○	○
⑥土地全部事項証明書	○	○
⑦事業施行前の道路求積図	○	○
⑧事業施行後の道路求積図	○	○
⑨権利変換又は換地処分により消滅する道路敷地の土地調書（様式第16号）	○	○
⑩権利変換又は換地処分により新設又は拡幅された道路敷地の土地調書（様式第17号）	○	○
⑪事業施行前の道路面積計算書	○	○
⑫事業施行後の道路面積計算書	○	○
⑬道路変更申請書に記入した幅員、延長及び面積の算出根拠図面	○	○
⑭道路計画平面図	○	○
⑮土地利用計画図	○	○
⑯水道管及び下水道管等を公設管にしたことを証する書類等の写し	○	○
⑰道水路等境界調査図又は道路台帳図の図面謄本	○	○
⑱道路台帳図（SXFデータ等）作成連絡表の原本及び道路台帳図（SXFデータ）の出力図	○	○
⑲換地処分公告の写し	○	—
⑳権利変換公告等の写し	—	○
㉑宅地造成に関する工事の検査済証の写し	○	○
㉒道路設計協議完了検査通知書の写し	○	○
㉓編入同意又は事前調査回答書の写し	○	○
㉔その他道路管理者が必要と認めた書類	○	○

2 前項に定めるほか、事業施行者は、道路管理者からの指示に基づき書類を提出するものとする。

3 前2項の規定は、換地処分等事業が完了したときは、要綱第1条に規定する土地区画整理事業又は市街地再開発事業に該当しない場合においても適用する。

（道路法の手続）

第12条 道路管理者は、前2条に規定する道路変更申請書を受理した後、道路法で定められた手続を行うものとする。

（寄附受納書）

第13条 道路管理者は、道路法の規定に基づく告示後に、土地の寄附者に対して寄附受納書（様式第20号）を送付するものとする。

（暴力団等の排除）

第14条 調査依頼人は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）に基づき、次の各号を遵守し、かつ、誓約書（様式第21号）を提出しなければならない。

- (1) 横浜市暴力団排除条例第2条又は同条例第7条に規定された、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等及び暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当する者（以下「暴力団等」という。）は、道路変更申請書を提出することができない（神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者も同じ。）。
 - (2) 暴力団等でないことを確認するために必要な個人情報を含む誓約書及び役員名簿（法人の場合）を提出しなければならない。
 - (3) 暴力団等でないことの確認、照会のために、前号の書類を神奈川県警察本部長に提供することに合意しなければならない。
- 2 神奈川県警察本部長への照会の結果、前項第1号に該当するとの回答のあった申請者から提出された申請書は、受理しなかったものと扱う。この場合において、道路変更申請書等の作成にかかった測量費用等一切の費用は申請者の負担とし、申請者に損害が生じたとしても、横浜市はその損害の賠償の責を負わない。
- 3 本条は、平成24年4月1日以降の事前調査回答書に基づき提出された道路変更申請書に適用する。

（廃道敷買受の誓約）

第15条 調査依頼人は、道路変更申請書（様式第14号）の提出が、本要綱第1条(2)を目的とする場合には、買受誓約書（様式第22号）を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

横 浜 市 長

調査依頼人

住所

氏名

電話番号

代理人

住所

氏名

電話番号

私有道路寄附及び横浜市道等払下げのための事前調査依頼書

「道路変更手続要綱」第3条第3号により、次の私有道路の寄附及び横浜市道等の払下げを受けたいので、事前調査を依頼します。

- 1 所在地
(寄附地) 区 番 地先から 区 番 地先まで
(払下地) 区 番 地先から 区 番 地先まで
- 2 道路幅員 (寄附地) mから m・ (払下地) mから m
- 3 道路の築造時期 (寄附地) 年 月
- 4 添付書類
(1) 案内図
(2) 公図写し (寄附道路敷地を緑色枠、払下道路敷地を黄色塗りつぶしで着色し、所有者を記入したもの)
(3) 寄附道路敷地の土地全部事項証明書 (コピーでも可)
(4) 払下地及び隣接地の土地全部事項証明書 (コピーでも可)
(5) 現況写真 (各方向より2、3枚程度)
(6) その他必要な書類
- 5 現況 (払下地)

※本書は、添付書類を含め2部提出してください。

調査依頼人

様

横浜市 長

私有道路寄附のための事前調査回答書

年 月 日調査依頼のありました私有道路の寄附について、「道路変更手続要綱」第5条第1項第1号により、次のとおり回答します。

1 寄附を受けるための条件等

所 在	横浜市 区 番 地先から 横浜市 区 番 地先まで
調査項目	条 件
路面状態	
道路幅員	
排水施設	
法面、路肩 防護施設	
地下埋設物	寄附道路区域内に私設水道管・下水道管等がある場合は、公設管にする 手続をしてください。
占有物件	寄附道路敷地内（上空を含む）に道路法第32条等に規定する道路占用 許可を受けることの出来ない物件が存在しないようにしてください。詳 細については、土木事務所と協議してください。また、寄附道路敷地内 に東京電力・東京ガス・NTT等の物件がある場合には、道路変更申請 書提出前に企業者と道路寄附することについて協議をしてください。
その他	

- 2 私有道路寄附のための手続の詳細等については、「道路変更手続要綱」を参照してください。
- 3 横浜市では、寄附受納に際し道路工事施工承諾書（様式第11号）の提出をお願いしています。この書類は、市道として認定する前に、道路管理上必要な最低限の整備工事を実施するためのものです。
- 4 市道認定後の大規模修繕等については、予算措置等の事情を考慮し、市道全体の修繕計画の中で工事を実施していきますので、あらかじめ御了承ください。
- 5 測量費助成金について
「私有道路を市道にするための測量に要する費用の助成要綱第2条」に該当する場合は、本市が測量費用の助成をすることができます。詳細等については、同要綱を参照してください。
- 6 この回答書の有効期限は3年です。
なお、この回答以降、状況の変化があったときには、条件を付加又は変更することがあります。
- 7 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「条例」という。）が平成24年4月1日に施行されたことに伴い、本件事前調査回答に基づく道路寄附及び払下げにおいて、道路変更手続要綱第10条に定める道路変更申請書の申請者（土地所有者又は隣接土地所有者）が、条例第2条又は第7条に規定された、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等及び暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当する者である場合、また、神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある場合も道路変更申請書を提出することができません。
また、道路変更申請書提出の際、本市が定める誓約書（様式第21号）の提出が必要となりますので御理解御協力をお願いします。
- 8 その他詳細及び不明な点は、道路局道路部路政課にお問い合わせください。
（電話 — — : 区担当）

調査依頼人

様

横浜市 長

横浜市道等払下げのための事前調査回答書

年 月 日調査依頼のありました横浜市道等の払下げについて、「道路変更手続要綱」第5条第1項第2号により、次のとおり回答します。

【所在】 区 番 地先から 区 番 地先まで

1 払下げをするための条件等

- (1)
- (2)
- (3)

2 横浜市道等払下げのための手続の詳細等については、「道路変更手続要綱」を参照してください。

3 払下げに要する測量費用等は、払下げを受ける者の負担となります。

4 本件道路敷地の払下げについては、有償となります。

5 払下げの契約事務手続については、廃止又は区域変更告示日から管理期間（市道は2ヶ月、県道又は国道は4ヶ月）経過後に本市の財産管理部署において価格を算出した後に契約となります。

6 本市から払下げする道路敷地の取得にあたっては、不動産取得税などの税金が課税される場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

7 この回答書の有効期限は3年です。

なお、この回答以降、状況の変化があったときには、条件を付加又は変更することがあります。

8 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「条例」という。）が平成24年4月1日に施行されたことに伴い、本件事前調査回答に基づく道路寄附及び払下げにおいて、道路変更手続要綱第10条に定める道路変更申請書の申請者（土地所有者又は隣接土地所有者）が、条例第2条又は第7条に規定された、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等及び暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当する者である場合、また、神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違

反している事実がある場合も道路変更申請書を提出することができません。

また、道路変更申請書提出の際、本市が定める誓約書（様式第21号）の提出が必要となりますので御理解御協力をお願いします。

9 その他詳細及び不明な点は、道路局道路部路政課にお問い合わせください。

（電話 — — : 区担当）

調査依頼人

様

横浜市 長

私有道路寄附及び横浜市道等払下げのための事前調査回答書

年 月 日調査依頼のありました私有道路の寄附及び横浜市道等の払下げについて、「道路変更手続要綱」第5条第1項第3号により、次のとおり回答します。

1 寄 附

(1) 寄附を受けるための条件等

所 在	横浜市 区 番 地先から 横浜市 区 番 地先まで
調査項目	条 件
路面状態	
道路幅員	
排水施設	
法面、路肩 防護施設	
地下埋設物	寄附道路区域内に私設水道管・下水道管等がある場合は、公設管にする手続をしてください。
占有物件	寄附道路敷地内（上空を含む）に道路法第32条等に規定する道路占用許可を受けることの出来ない物件が存在しないようにしてください。詳細については、土木事務所と協議してください。また、寄附道路敷地内に東京電力・東京ガス・NTT等の物件がある場合には、道路変更申請書提出前に企業者と道路寄附することについて協議をしてください。
その他	

(2) 横浜市では、寄附受納に際し道路工事施工承諾書（様式第11号）の提出をお願いしています。この書類は、市道として認定する前に、道路管理上必要な最低限の整備工事を実施するためのものです。

(3) 市道認定後の大規模修繕等については、予算措置等の事情を考慮し、市道全体の修繕計画の中で工事を実施していきますので、あらかじめ御了承ください。

(4) 測量費助成金について

「私有道路を市道にするための測量に要する費用の助成要綱第2条」に該当する場合は、本市が測量費用の助成をすることができます。詳細等については、同要綱を参照してください。

2 払下げ

【所在】 区 番 地先から 区 番 地先まで

(1) 払下げをするための条件等

ア
イ
ウ

(2) 払下げに要する測量費用等は、払下げを受ける者の負担となります。

(3) 払下道路敷地は原則有償譲渡となります。ただし、「財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例」に基づき、寄附道路敷地が払下道路敷地の機能を代替する場合、払下道路敷地と寄附道路敷地の価格の事情により払下道路敷地が減額譲渡又は無償譲渡となることがあります。減額譲渡又は無償譲渡を希望する場合、表題登記、分筆登記のための登記資料について道路変更申請書提出時までにご相談してください。

(4) 払下げの契約事務手続については、廃止又は区域変更告示日から管理期間（市道は2ヶ月、県道又は国道は4ヶ月）経過後に本市の財産管理部署において価格を算出した後に契約となります。

(5) 本市から払下げする道路敷地の取得にあたっては、不動産取得税などの税金が課税される場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

3 私有道路寄附及び横浜市道等払下げのための手続の詳細等については、「道路変更手続要綱」を参照してください。

4 この回答書の有効期限は3年です。

なお、この回答以降、状況の変化があったときには、条件を付加又は変更することがあります。

5 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「条例」という。）が平成24年4月1日に施行されたことに伴い、本件事前調査回答に基づく道路寄附及び払下げにおいて、道路変更手続要綱第10条に定める道路変更申請書の申請者（土地所有者又は隣接土地所有者）が、条例第2条又は第7条に規定された、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等及び暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当する者である場合、また、神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある場合も道路変更申請書を提出することができません。

また、道路変更申請書提出の際、本市が定める誓約書（様式第21号）の提出が必要となりますので御理解御協力をお願いします。

6 その他詳細及び不明な点は、道路局道路部路政課にお問い合わせください。

（電話 — — : 区担当）

調査依頼人

様

横 浜 市 長

水路敷地の所管換のための事前調査回答書

年 月 日をもって調査依頼のありました水路敷地の所管換について、「道路変更手続要綱」第5条第1項第4号により、次のとおり回答します。

【所在】 区 番 地先から 区 番 地先まで

1 現場の補修条件等

- (1)
- (2)
- (3)

2 水路敷地の所管換のための手続の詳細等については、「道路変更手続要綱」を参照してください。

3 水路敷地の所管換に要する測量費用等については、自費となります。

4 この回答書の有効期限は3年です。

なお、この回答以降、状況の変化があったときには、条件を付加又は変更することがあります。

5 その他詳細及び不明な点は、道路局道路部路政課にお問い合わせください。

(電話 ー ー : 区担当)

調査依頼人

区 局 長

道 路 局 長

所管換等のための事前調査回答書

年 月 日調査依頼のありました所管換について、「道路変更手続要綱」第5条第1項第5号により、次のとおり回答します。

1 区局から所管換を受けるための条件

【所在】 区 番 地先から 区 番 地先まで
現場の補修条件等
(1)
(2)

2 道路局から 区局へ所管換をするための条件

【所在】 区 番 地先から 区 番 地先まで
現場の補修条件等
(1)
(2)

3 所管換のための手続の詳細等については、「道路変更手続要綱」を参照してください。

4 所管換に要する測量費用等については、貴区局の負担となります。

5 この回答書の有効期限は3年です。

なお、この回答以降、状況の変化があったときには、条件を付加又は変更することがあります。

6 その他詳細及び不明な点は、道路局道路部路政課にお問い合わせください。

(電話 - - : 区担当)

土木事務所長

道路工事施工承諾書

横浜市が私有道路の寄附を受けるにあたって、下記移管予定の道路敷地の危険個所の応急措置及び構造変更をすること、また、その工事に伴い必要な範囲で私有地の一時的な使用を承諾します。

移管予定の道路敷地

横浜市 区 番

横浜市 区 番

土地所有者・隣接土地所有者（いずれかを○で囲む）

※工事の施工範囲に応じて隣接土地所有者からも承諾が必要となる場合があります。

所有地（町名・地番）	住 所	氏 名（自 署）
番		⑩

年 月 日

横 浜 市 長

住所
氏名

道 路 寄 附 申 請 書

次の土地を道路敷地として横浜市に寄附したいので申請します。

なお、別紙調書のとおり寄附道路敷地の一部に抵当権等が設定してあるので、その抹消のための照会書を交付して下さるようお願いいたします。

1 寄附道路敷地

横浜市 区 番

2 添付書類

- (1) 抵当権等設定土地調書（様式第12号別紙）
- (2) 位置図
- (3) 公図写し
- (4) 求積図
- (5) 土地全部事項証明書（コピーでも可）

連絡先

事業者名
電話番号
担当者名

抵当権等設定土地調書

所在： _____ 区 _____

符号	地番	地目	地積㎡	所有者氏名	債務者	住所・氏名	
區別	抵当権 (①②③) 又は仮登記 (①②④⑤) の内容						
抵・仮	① 受付年月日、番号： ② 順 位： ③ 債 権 者： ④ 仮 登 記 権 利 者： ⑤ 仮 登 記 の 内 容：						
區別	抵当権 (①②③) 又は仮登記 (①②④⑤) の内容						
抵・仮	① 受付年月日、番号： ② 順 位： ③ 債 権 者： ④ 仮 登 記 権 利 者： ⑤ 仮 登 記 の 内 容：						
區別	抵当権 (①②③) 又は仮登記 (①②④⑤) の内容						
抵・仮	① 受付年月日、番号： ② 順 位： ③ 債 権 者： ④ 仮 登 記 権 利 者： ⑤ 仮 登 記 の 内 容：						
區別	抵当権 (①②③) 又は仮登記 (①②④⑤) の内容						
抵・仮	① 受付年月日、番号： ② 順 位： ③ 債 権 者： ④ 仮 登 記 権 利 者： ⑤ 仮 登 記 の 内 容：						



隣接地所有者等承諾書

1 払下場所

区 番 地先から
区 番 地先まで

2 申請者

住 所

氏 名

上記の道路敷地は申請者において払下げを受けられても異議ありません。
また、払下げの結果、私の所有する土地が無道路地となる場合においても異議ありません。

年 月 日

横 浜 市 長

所有者 住 所

氏 名



所有地

区 番

添付書類（各2部）：印鑑証明書及び資格証明書(法人の場合のみ)
(1部はコピーに替えることができます)

※の箇所は鮮明に押印してください。

(御注意) 上記以外にも必要な提出資料がある場合がありますので、事前に道路局道路
部路政課窓口で確認してください。

(備考)

隣接地に設定された権利の内容に応じ、所有者(地)の記載を適宜修正して使用することができる。

年 月 日

横 浜 市 長

住 所

氏 名

連絡先 電話番号：

担当部署：

道 路 変 更 申 請 書

道路変更手続要綱第10条により道路の変更（寄附・払下げ・所管換等）を依頼します。

1 新設道路

・横浜市 区 番 外 筆
幅員(最小及び最大) m～ m 合計延長 m 合計面積 m²

2 廃止道路

・横浜市 区 番 外 筆
幅員(最小及び最大) m～ m 合計延長 m 合計面積 m²

3 区域変更道路

・横浜市 区 番 外 筆
幅員(最小及び最大) 変更前 m～ m 合計延長 m 合計面積 m²
変更後 m～ m

払下地については、寄附地との相殺を希望（します・しません）

※ 各道路が複数路線の場合は、内訳書（様式第14号別紙）を添付してください。

4 測量会社連絡先

会 社 名：

(担当者：)

電 話 番 号：

5 提出資料

(裏)

	寄 附	払下げ	所管換等
①道路変更申請書（様式第14号）※1	2 部	2 部	2 部
②登記承諾書（様式第18号）	2 部	—	—
③登記原因証明情報（様式第19号）	2 部	—	—
④印鑑証明書 ※1	2 部	—	—
⑤資格証明書（法人の場合のみ）	1 部	—	—
⑥土地全部事項証明書	1 部	1 部 ※2	1 部
⑦道路工事施工承諾書（様式第11号） ※道路管理者が必要と認めた場合に提出してください。	1 部	—	—
⑧隣接地所有者等承諾書（様式第13号）※1 ※3	—	2 部	2 部
⑨水道管及び下水道管等を公設管にしたことを証する書類等の写し	1 部	—	1 部
⑩道水路等境界調査図又は道路台帳図の図面謄本	1 部	1 部	1 部
⑪位置図(1/2500) ※新設道路がある場合は道路線形を記載してください。	2 部	6 部	2 部
⑫公図写し(1/500又は1/600) ※4 ※法務局又は登記情報提供サービスで取得した公図を別途1部添付してください。（コピーでも可）	4 部	8 部	4 部
⑬求積図(1/250又は1/500) ※4	4 部	8 部	4 部
⑭境界確認承諾印(実印)付き求積図(1/250又は1/500) ※4 ※境界確認がなされていることを証する図面に替えることができます。	1 部	—	1 部
⑮道路変更申請書に記入した幅員、延長及び面積の算出根拠図面 ※4※5	2 部	2 部	2 部
⑯道路台帳図（SXFデータ等）作成連絡表の原本及び道路台帳図（SXFデータ）の出力図 ※6	1 部	1 部	1 部
⑰表題登記用図面又は分筆登記用図面 ※7	—	1 部	1 部
⑱不動産調査報告書（表題、分筆及び地目変更）	—	1 部	1 部
⑲公有財産受渡証書	—	—	1 部
⑳事前調査回答書の写し	1 部	1 部	1 部
㉑誓約書（様式第21号）	1 部	1 部	—
㉒買受誓約書（様式第22号）	—	1 部	—
㉓その他道路管理者が必要と認めた書類 ※8	必要部数	必要部数	必要部数

(御注意) 上記以外にも必要な提出資料がある場合がありますので、事前に道路局道路部路政課窓口で確認してください。

※1～8については、「申請図書作成等についての注意事項」を参照してください。

申請図書作成等についての注意事項

- ※1 1部はコピーに替えることができます。
- ※2 申請地（有地番の場合のみ）及びその隣接地
- ※3 印鑑証明書及び資格証明書(法人の場合のみ)を各2部添付してください。（1部はコピーに替えることができます）
なお、印鑑証明書と土地全部事項証明書に記載されている住所等が符合しない場合は、記載されている住所等の履歴を確認できる書類の提出が必要です。
- ※4 次の区分により色分けをしてください。
 - ・新設（寄附、所管換等(水路敷地の所管換を除く。)) 道路敷地→緑色枠
 - ・廃止道路敷地→黄色塗りつぶし
 - ・在来道路敷地→茶色塗りつぶし
 - ・道路となる水路敷地→橙色塗りつぶし
- ※5 路線ごとに路線名(新設道路には符号)、幅員、延長及び面積を記入してください。
なお、各数値の計測方法等については、事前に路政課担当者と協議してください。
- ※6 道路台帳図(S X Fデータ)の出力図は、平面図及び区域線図をそれぞれ提出してください。
- ※7 (1) 払下地が無地番で表題登記を行う必要がある場合、表題登記用図面(公図写し、土地所在図、地積測量図を各1部)、その他必要な資料を添付してください。
なお、国土調査実施地区(数値地区)については、面積計算簿(写)及び面積計算番号簿(写)を併せて提出してください。
(2) 払下地が有地番で分筆登記を行う必要がある場合、分筆登記用図面(公図写し、地積測量図各1部)、その他必要な資料を添付してください。
なお、国土調査実施地区(数値地区)については、面積計算簿(写)及び面積計算番号簿(写)を併せて提出してください。
(3) 寄附相殺により、減額譲渡又は無償譲渡を希望する場合、表題登記、分筆登記のための登記資料の作成について道路変更申請書提出時までにご相談してください。
- ※8 住民票記載事項証明書等を提出する場合、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、個人番号(マイナンバー)が記載されている書類は受理できませんので御注意ください。

内 訳 書

	路 線 名 <small>(新設道路は根拠図面に記入した符号)</small>	幅 員 (m) <small>(最小及び最大)</small>	延 長 <small>(m)</small>	面 積 (m ²)
新設道路		～		
		～		
		～		
		～		
	計			
廃止道路		～		
		～		
		～		
		～		
	計			
区域変更道路		(変更前) ～		
		(変更後) ～		
		(変更前) ～		
		(変更後) ～		
		(変更前) ～		
		(変更後) ～		
		(変更前) ～		
		(変更後) ～		
計				

年 月 日

横 浜 市 長

住 所

氏 名

連絡先 電話番号：

担当部署：

道 路 変 更 申 請 書

道路変更手続要綱第11条により道路の変更を依頼します。

1 事 業 名

- ・土地区画整理事業 ()
- ・市街地再開発事業 ()

2 新設道路

・横浜市 区 番 外 筆
幅員(最小及び最大) m～ m 合計延長 m 合計面積 m²

3 廃止道路

・横浜市 区 番 外 筆
幅員(最小及び最大) m～ m 合計延長 m 合計面積 m²

4 区域変更道路

・横浜市 区 番 外 筆
幅員(最小及び最大) 変更前 m～ m 合計延長 m 合計面積 m²
変更後 m～ m

※ 各道路が複数路線の場合は、内訳書（様式第14号別紙）を添付してください。

5 測量会社連絡先

会社名： (担当者：)

電 話：

6 提出資料

(裏)

	土地区画整理事業	市街地再開発事業
①道路変更申請書（様式第15号）	2部	2部
②位置図	2部	2部
③事業施行前の公共用地図（公図写し） ※1	3部	3部
④事業施行後の公共用地図（公図写し） ※1	3部	3部
⑤公共用地図新旧対照図（公図写し） ※1	3部	3部
⑥土地全部事項証明書	1部	1部
⑦事業施行前の道路求積図 ※1	3部	3部
⑧事業施行後の道路求積図 ※1	3部	3部
⑨権利変換又は換地処分により消滅する道路敷地の土地調書（様式第16号）	3部	3部
⑩権利変換又は換地処分により新設又は拡幅された道路敷地の土地調書（様式第17号）	3部	3部
⑪事業施行前の道路面積計算書	3部	3部
⑫事業施行後の道路面積計算書	3部	3部
⑬道路変更申請書に記入した幅員、延長及び面積の算出根拠図面 ※2	2部	2部
⑭道路計画平面図	3部	3部
⑮土地利用計画図	3部	3部
⑯水道管及び下水道管等を公設管にしたことを証する書類等の写し	1部	1部
⑰道水路等境界調査図又は道路台帳図の図面謄本	1部	1部
⑱道路台帳図（SXFデータ等）作成連絡表の原本及び道路台帳図（SXFデータ）の出力図 ※3	1部	1部
⑲換地処分公告の写し	1部	—
⑳権利変換公告等の写し	—	1部
㉑宅地造成に関する工事の検査済証の写し ※4	1部	1部
㉒道路設計協議完了検査通知書の写し ※4 ※5	1部	1部
㉓編入同意又は事前調査回答書の写し ※6	1部	1部
㉔その他道路管理者が必要と認めた書類	必要部数	必要部数

土地区画整理事業等の施行区域内道路に関する事務取扱要綱第7条に基づいて道路変更申請書を提出する際は、上記の内、道路管理者が必要と認める書類を提出してください。

※1 次の区分により色分けをしてください。

- ・新設道路敷地→緑色枠
- ・廃止道路敷地→黄色塗りつぶし
- ・在来道路敷地→茶色塗りつぶし
- ・道路となる水路敷地→橙色塗りつぶし

法務局又は登記情報提供サービスで取得した公図を別途1部添付してください。（コピーでも可）

※2 路線ごとに路線名（新設道路には符号）、幅員、延長及び面積を記入してください。

なお、各数値の計測方法等については、事前に路政課担当者と協議してください。

※3 道路台帳図（SXFデータ）の出力図は、平面図及び区域線図をそれぞれ提出してください。

※4 工区分けをしている場合は、各工区の写しが必要です。

※5 道路設計協議完了検査合格後に提出してください。

※6 事業により同意書の書類が変わることがあります。詳細について、路政課担当者と調整し提出してください。

（御注意）上記以外にも必要な提出資料がある場合がありますので、事前に道路局道路部路政課窓口で確認してください。

権利変換又は換地処分により消滅する道路敷地の土地調書

道路の所在地	地番 ※1	地目 ※2	求積図の符号	実測面積 (m ²)	公簿面積 (m ²)	権利変換又は換地処分 前の所有者
計			筆			

※1 地番については権利変換又は換地処分前の地番を記載してください。
 また、無地番地の場合は「無地番」と記載してください。
 ※2 無地番地の場合は地目の欄を空欄としてください。



登 記 承 諾 書

年 月 日私の所有する次の表示の土地を、道路敷地として横浜市へ寄附しましたので、その土地の所有権移転登記を囑託することを承諾します。

年 月 日

住 所
氏 名



住 所
氏 名



住 所
氏 名



土 地 の 表 示

横浜市 区

町 名	字	地 番	地 目	地 積 (㎡)

(注) ()の箇所は鮮明に押印してください。

様

横 浜 市 長

寄 附 受 納 書

平素から本市道路行政について格別の御協力をいただきありがとうございます。

年 月 日にお申出のありました次の道路敷地の御寄附につきましては、

年 月 日にお受けいたしました。

土地の表示

横浜市 区

町 名	字	地 番	地 目	地 積 (㎡)

横浜市道路局道路部路政課

(表)

様式第21号

年 月 日

横浜市長

誓約者

住所

氏名

(法人の場合は、団体名及び代表者の職氏名)

電話番号

誓 約 書

私（法人の場合、法人及び役員）は、横浜市が横浜市暴力団排除条例（以下「市条例」という）に基づき、公有財産の売買契約、無償譲渡契約及び交換契約に関する事務から、市条例第2条に定める暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、市条例第7条に定める暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例第23条第1項若しくは第2項に違反する者を排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私（法人の場合、法人及び役員）は、次の各号に掲げる者には該当しません。

- (1) 市条例第2条第2号に定める暴力団
- (2) 市条例第2条第4号に定める暴力団員等
- (3) 市条例第2条第5条に定める暴力団経営支配法人等
- (4) 市条例第7条に定める暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- (5) 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

2 私（法人の場合、法人及び役員）は、上記1に該当する者でないことを確認するため、横浜市から私（法人の場合は役員）の氏名、住所、生年月日、性別等の情報提供を求められたときには、それらの情報を証明する公的書類（住民票等）を添付の上、速やかに書面により提出します。また、横浜市がそれらの情報を神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（契約に関する事務における暴力団排除）

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務（次条に規定する事業に関する事務を除く。）の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）（抜粋）

（利益供与等の禁止）

第23条 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。
- (2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。
- (3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。
- (4) 暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。
- (5) 正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物（現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。）の増築、改築又は修繕を請け負うこと。
- (6) 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3) 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- (4) 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- (5) 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7) 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- (8) 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

横浜市長

買 受 誓 約 書

- ・ 買い受ける廃道水路敷

区 番 地先から

区 番 地先まで

- ・ 誓約者

住 所

氏 名

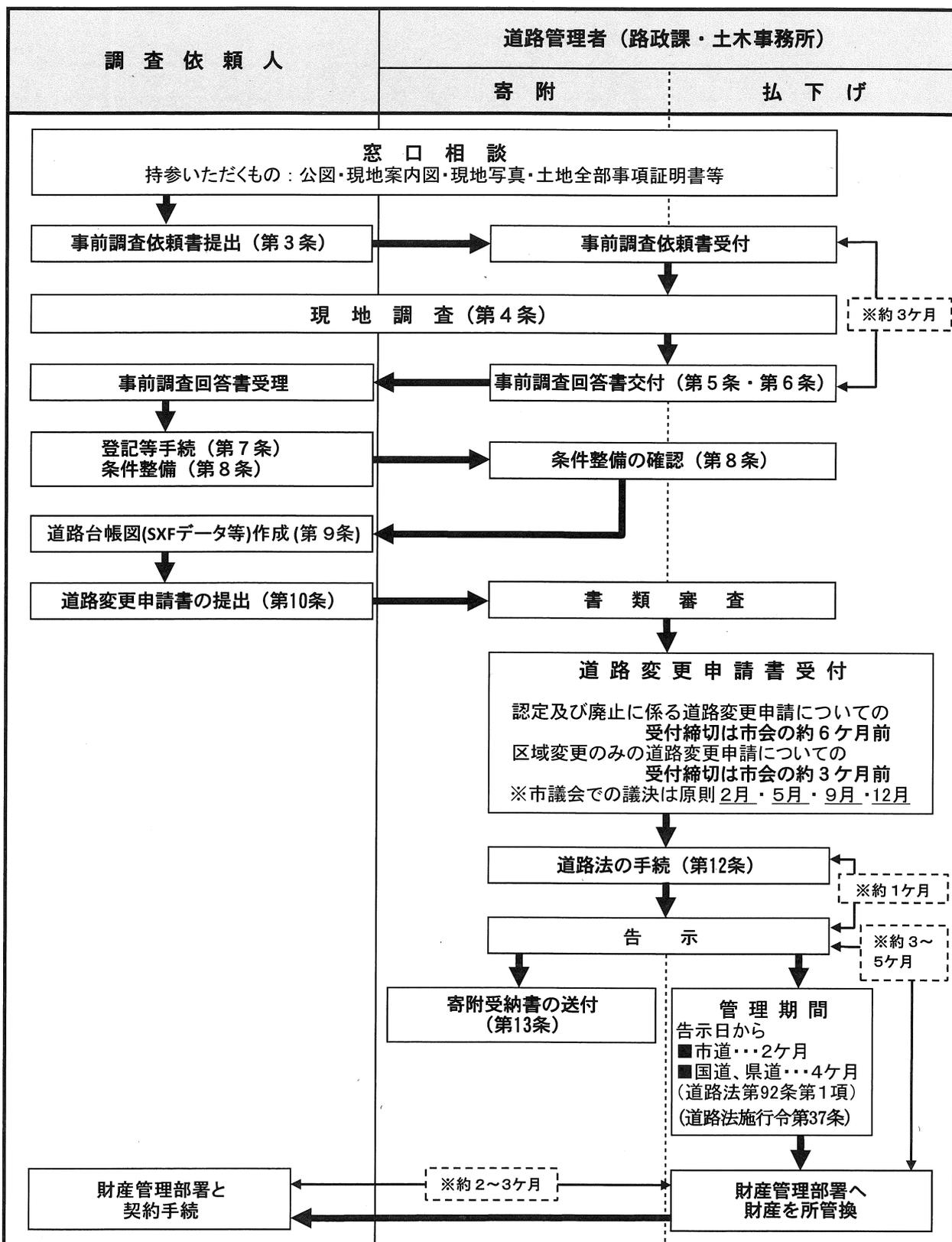
自署または記名押印

私は、上に記入した廃道水路敷の払下げ（買受）を目的に、変更手続要綱に基づき変更申請書を提出します。なお、私が横浜市と売買（譲渡）契約を締結し、所有権が移転するまでの間、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、「廃道水路敷を取得する方へ」の内容を承諾します。
- 2 私は、提出した変更申請書により廃止された、廃道水路敷を必ず買い受けます。
また、買い受けようとする廃道水路敷に隣接する自己所有地を売却する場合は、売却後の所有者が、廃道水路敷を横浜市から必ず買い受けるよう引き継ぐとともに、適切に対応します。
- 3 私は、変更申請書を提出後も、私以外の隣接地所有者に変更があった場合は、隣接地所有者等承諾書及び印鑑証明書を取得し、横浜市へ提出します。

※ 自己所有地の今後売却予定の有無 （ 有：【売却予定時期 年 月】、無 ）

道路変更手続（寄附・払下げ）フロー図



※期間はあくまでも目安となります。

※市議会での議決は、上記以外となる場合もあります。